

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年10月24日

月 曜 日

第 4121 号

目 次

| | |
|--|---|
| 告 示 | |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定 | 1 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区の役員の就退任 | 2 |
| ○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 | 3 |
| 正 誤 | |
| ○平成28年5月23日付け第4058号富山県告示第 246号 | 7 |

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第457号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第
123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定
したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成28年10月24日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立 支援医療の種類 | 病院又は診療所 において担当す べき医療の種類 | 指定年月日 |
|----------------|-------------|--------------------|-------------------------------|------------|
| 名 称 | 所在地 | | | |
| あいの風訪問看護ステーション | 射水市海王町21-61 | 精神通院医療 | | 平成28年10月1日 |

富山県告示第458号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成28年10月24日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
|---------------|----------------|----------------|-----------------------|------------|
| 名 称 | 所在地 | | | |
| 中新川訪問看護ステーション | 中新川郡上市町法音寺51番地 | 精神通院医療 | | 平成28年10月1日 |

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

土地改良区の役員の退任

黒部川沿岸土地改良区連合の役員であった次の者が平成28年7月1日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年10月24日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所
 理 事 藤 田 進 一 下新川郡朝日町舟川新 479番地

土地改良区の役員の就任

黒部川沿岸土地改良区連合の役員に次の者が平成28年8月31日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告

する。

平成28年10月24日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名

住 所

理 事 清 水 正 雄

下新川郡朝日町金山 481番地

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成28年10月24日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

電子計算組織（となみ総合支援学校分） 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成29年1月1日から平成33年12月31日まで（60箇月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会教育企画課学校施設係
電話 076-444-3431（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成28年10月24日から平成28年10月28日までの間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成28年10月28日 午前10時
イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所

〒939-1723 南砺市利波河1335番地5
富山県立となみ総合支援学校事務室
電話 0763-52-4520（直通）

(5) 入札書の提出期限

平成28年11月4日 午後5時15分

(6) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成28年11月17日 午後1時30分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料に相当する金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係るのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (4) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Personal Computer Network System for teaching, 1 set.
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on November 4, 2016
- (3) Contact point for notification:
Educational Planning Division, Board of Education
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3431

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

平成28年 5月23日付け第4058号富山県告示第 246号「堤防と道路との兼用工作物の管理について」中

頁 3

行 下から 7 行目から 8 行目

誤 小矢部市矢水町 310番24地先から小矢部市矢水町 307番 9 地先及び小矢部市矢水町 297番 3 地先から小矢部市矢水町 247番 3 地先まで

正 小矢部市矢水町 310番24から小矢部市矢水町 307番 9 及び小矢部市矢水町 297番 3 から小矢部市矢水町 247番 3 まで

頁 4

行 上から 2 行目

誤 当該路肩から法長 1.0メートルまで

正 当該路肩から護岸天端まで

